

[事案 2024-133] 入院一時金支払等請求

・令和7年4月7日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、入院一時金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年9月に、非びらん性胃食道逆流症の上下部内視鏡検査のため2日間入院したこと
から、同年6月に契約した医療保険にもとづき、入院一時金を請求したが、約款所定の入院に
該当しないとして給付金が支払われなかった。しかし、募集人から、「健康診断は対象外だが、
それ以外の病気等の入院なら支払対象である」と説明を受けており、約款上の入院の定義につ
いては説明されていないため、入院一時金を支払ってほしい。それが認められない場合は、既
払込保険料の返還を求める。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人の給付金請求について、支払確認を行った結果、本入院は、検査に対する不安感か
ら申立人が入院を希望したものであった。
- (2)検査結果で特記所見はなく、主治医は申立人からの入院希望がなければ入院は提案しな
かったと回答しており、今回の上下部内視鏡検査にともない入院をしなければ行えない治療
や手術等はなく、外来通院でも検査は可能であったものと判断できる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望し
なかったため、事情聴取は行わなかった。また、独自に外部の専門医の意見を求め医学的判断
の参考にした。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情
も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。